⑶　役務の提供等　広告・宣伝、写真・製図、調査・研究、情報処理、翻訳・通訳・速記、ソフトウェア開発、会場等の借り上げ、賃貸借、建物管理等各種保守管理、運送、車両整備、船舶整備、電子出版、防衛用装備品類の整備、その他

⑷　物品の買受け　立木竹、その他

2　申請の時期　定期の申請時期は、平成28年１月８日から平成28年１月29日までとする。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。なお、上記期間後も随時受付を行うが、この場合、資格を付与した日から有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　当研究所所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という）は当研究所ホームページ（http://www.aist.go.jp）からダウンロードすることにより入手できる。

また、別記１の申請書の提出場所において無料で交付する（ただし休日を除く）

⑵　申請書の提出方法　申請書は、別記１に掲げるいずれかの場所に次の申請書等の関係書類を持参又は郵送等（郵送の場合は簡易書留等（定期の申請は平成28年１月29日消印有効））により提出すること。

①　一般競争（指名競争）参加者資格審査申請書（様式第２号）

②　添付書類

一　営業経歴書

二　登記事項証明書（法人の場合）、身元証明書（個人の場合）

三　財務諸表類（直前１年の各事業（営業）年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（個人の場合にあっては、これらに類する書類。）

四　納税証明書（直前１年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書（個人にあっては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第９号書式その３又はその３の２、法人にあっては、その３又はその３の３。ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は、再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類）

五　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）

4　競争に参加することができない者及び競争に参加させないことができる者

⑴　①当該契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者　②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

⑵　次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった日以後２年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

①　契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④　監督又は検査の実施に当たり監督員、検収員及び当該業務を委託された者の職務の執行を妨げた者

⑤　正当な理由なくして契約を履行しなかった者

⑥　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

⑦　前各号により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

⑶　⑵に該当する者を入札代理人として使用する者

5　資格審査結果の通知　「資格決定通知書」により申請者に通知（郵送）する。

6　資格の有効期間　平成28年４月１日から平成31年３月31日までとする。なお、２のなお書きにより随時申請した場合は、資格を付与されたときから平成31年３月31日までとする。

7　情報公開　申請書に記載された内容の一部（商号又は名称・本社（店）住所・電話番号・代表者氏名・等級・営業品目）は、資格審査後、一般競争参加者名簿として公開されることがある。一般競争参加者名簿の閲覧先は、別記１の申請書の提出場所と同じ。

8　公告の方法　一般競争に付する場合の公告の方法は、入札を行うセンターに掲示するほか、当研究所ホームページ（http://www.aist.go.jp）に掲載する。

9　競争参加者の資格及びその審査

⑴　資格　予定価格の金額に応じ、物品の製造、物品の販売、役務の提供等、物品の買受けごとに別記２の⑴の①、⑵の①及び⑶の①のとおり資格を定める。

⑵　資格の審査事項　①の資格についての審査は、次に掲げる事項について行う。

一　生産高又は販売高等

二　経営規模

イ　自己資本額

ロ　機械設備等

三　経営比率　流動比率

四　営業経歴　営業年数

⑶　資格の等級の決定方法　製造又は物件の買入れ等の種類ごとに上記⑵の審査事項を要素とする計算方式により算出された数値により別記２の⑴の②、⑵の②及び⑶の②に対応する等級に格付ける。

10　その他

⑴　申請内容の変更　有資格者は、次の事項に変更があった場合は、速やかに当研究所ホームページ（http://www.aist.go.jp）から、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書申請書変更届（様式第４号）（以下「変更届」という。）をダウンロードし、必要事項を入力の上、別記１に掲げるいずれかの場所に次の添付書類を持参又は郵送等により提出すること。

①　「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合

一　資格審査結果通知書

二　登記事項証明書（法人の場合）又は変更項目を確認できる書類（個人の場合）

②　「希望する資格の種類」又は「調達する物品等（営業品目）」の場合

一　資格審査結果通知書

③　「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合

一　資格審査結果通知書

二　直近の財務諸表

④　その他の事項の場合　本公示３の申請を改めて行うこと。

⑵　会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続　有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各１部を添え、別記１に掲げるいずれかの場所に次の添付書類を持参又は郵送等により提出すること。

①　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書

②　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類として登記事項証明書

③　上記②に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）なお、書類の提出によりその資格が継続するが、詳細の現状把握を必要と判断する場合には、ヒアリング等を実施する場合がある。

⑶　合併・分社等の場合の手続　有資格者に合併、分社、個人から法人への変更等があった場合は、本公示３の申請を改めて行うこと。

⑷　廃業等の場合の手続　有資格者に廃業等（廃業・倒産・破産）があった場合は、別記１に掲げるいずれかの場所に持参又は郵送等により提出すること。

⑸　９の⑶により資格の等級を受けた者は、随意契約の参加資格を有する者となることができる。

⑹　３の⑵及び10⑴、⑵に掲げる諸証明書については、複写等による写しをもって代えることができる。